

令和6年度 京都市児童館指定管理者募集要項

別表1に掲げる各児童館について、京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、当該施設の設置目的を効果的に達成することができる指定管理者を募集します。

1 申請の資格

申請できる者は、当該施設の管理運営を行ううえで人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ次に掲げる資格を有する者としします。

- (1) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体又はその代表者が京都市暴力団排除条例（以下「排除条例」という。）第2条に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者でないことのほか、契約の相手方としてふさわしくない者でないこと。
- (6) 団体又はその代表者が次に掲げる税等を滞納していないこと。
 - ・ 所得税又は法人税
 - ・ 消費税
 - ・ 本市の市民税及び固定資産税
 - ・ 本市の水道料金及び下水道使用料

※ なお、前年度が非課税など、納税証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書（代表者の記名があるもの）を提出してください。

2 選定の手順（書類審査等及び指定候補者の選定については、2回に分けて行います。）

令和6年 5月7日（火）～6月6日（木）

募集要項等の配布



5月7日（火）～5月20日（月）

質疑の受付期間



5月22日（水）～5月30日（木）

質疑の回答



5月31日（金）～6月6日（木）

申請書類の受付期間



①：6月中旬～7月中旬

②：8月中旬～9月中旬

書類審査
及び
プレゼンテーション審査、ヒアリング審査、実地調査(※1)



①：7月下旬～8月中旬

②：9月下旬～10月下旬

指定候補者(※2)の選定（選定結果の通知を含む。）

- (※１) プレゼンテーション審査、ヒアリング審査、実地調査は、必要に応じて行います。
- (※２) 指定管理者の候補となる団体を指します。
 なお、申請者の評価が著しく低い場合や、特に重要と考えられる項目の評価が低い場合は、指定候補者に選定しないことがあります。その際は、上記の手順に関わらず、再公募等を行う場合があります。

3 申請手続

(1) 申請方法

以下により、書類を提出してください。

ア 提出書類

別紙１「提出書類一覧」のとおり

※ 提出方法については、別紙１－２を御参照ください。

イ 提出期間

令和６年５月３１日（金）～６月６日（木）

受付は午前９時～午後５時（土日祝日除く。）

※ 書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に電話のうえ、御来庁ください。

ウ 提出場所

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町５６６－１ 井門明治安田生命ビル２階

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課健全育成担当

電話 ０７５－７４６－７６１０（直通）

エ その他

受付期間後は、既に提出された内容を変更することはできません。また、申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(2) 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は、次により行います。

ア 質疑者の資格

本要項中「１ 申請の資格」を満たす者とします。

イ 質疑の方法

質 疑 の 方 法	提出日時及び場所
質疑の要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信していただくか、持参してください。	(1) 受付期間 令和６年５月７日（火）～５月２０日（月） 持参の場合は、午前９時から午後５時まで（土日祝日除く。） (2) 受付場所等 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町５６６－１ 井門明治安田生命ビル２階 京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部 育成推進課健全育成担当 電子メールアドレス kenzenikusei@city.kyoto.lg.jp *上記期間以外は、質問を受け付けません。

ウ 回答

令和６年５月３０日（木）までに質疑回答書を質疑者全員に電子メールで送信します（着信確認の返信をすること）。質疑回答書は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。ただし、やむを得ない事情により回答の送信が遅れる場合は、質疑者全員に別途連絡します。

なお、質疑回答書は、上記受付場所において配布等を行います。

- (3) 平面図等の閲覧
質疑者の資格を満たす者は、上記質疑の受付期間及び受付場所において、指定施設の平面図等を閲覧することができます。ただし、平面図等は、竣工時のものです。
- (4) 関係法令の遵守
申請書類の作成に当たっては、関係法令を遵守してください。
- (5) 追加書類の提出
本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- (6) ヒアリングの実施
本市が必要と認める場合は、申請書類等の提出後に、申請者に対してヒアリングを実施します。
- (7) 申請者が運営する児童福祉施設の実地調査
本市が必要と認める場合は、申請者が運営する児童福祉施設の実地調査を行います。
- (8) 著作権の帰属等
申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、本市は指定候補者の選定の公表等必要な場合には、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。また、本市は事業計画等申請書類の内容及び指定候補者の選定結果を公表する場合があります、申請者はこれに対して異議を申し立てることができません。
なお、申請書類は理由の如何に関わらず返却しません。
- (9) 費用の負担
申請に関する費用は、すべて申請者の負担とします。
- (10) 資料の取扱い
本市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。
- (11) 留意事項
申請者が、指定候補者の選定に関して選定委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

4 指定候補者の選定等

- (1) 指定候補者の選定方法
指定候補者の選定に当たっては、次のとおり、審査を行い、総合的に最も高い評価を受けた申請者を、市長が指定候補者として選定します。
なお、審査の結果、該当者なしとする場合があります。
ア 「審査項目及び審査基準」（別紙2）に基づき、各審査項目について0点から2点までの3段階評価を行い、各審査項目の評価点（0点～2点）を算定します。次に、各審査項目の評価点に、各審査項目の重要度に応じて設定した係数（1～3）を乗じて、各審査項目の得点を算出します。
イ 申請団体が本市からの派遣職員による人的支援又は運営補助金の交付による財政支援を受けている外郭団体の場合は、その他の団体とのイコール・フットィングを確保するために、審査項目「資金収支及び事業活動収支の状況」において、当該支援相当額の調整を図ります。
ウ 必要に応じて、プレゼンテーション審査及びヒアリング審査等を実施し、評価点を補正します。
エ 市内中小企業及び市内に本拠を置く団体には、一定の加算を行う場合があります。
オ これらの得点の計（100点満点換算）をもって、申請者の総得点とします。
- (2) 審査結果
指定候補者の選定は、①令和6年7月下旬～8月中旬、②同年9月下旬～10月下旬の予定です。審査結果については、申請者全員に文書で通知します。

(3) 指定候補者の選定等の公表

指定候補者の選定後、申請の概況（経過、申請者名等）、審査内容の概要及び申請団体の得点等について公表します。

(4) 仮協定書の締結

指定候補者を選定した後に、詳細について、仮の協定書を取り交わすこととします。

(5) 市会の議決

指定候補者の選定後、地方自治法の規定に基づき、京都市会に指定候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決を受けることとなります。ただし、市会の議決を経るまでの間に指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、市会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、指定候補者が当該施設の運営事業に関して支出した費用等については、一切補償しません。

(6) 労働関係法令遵守状況報告書の提出

本件の指定管理者（受託者）となった場合、指定管理協定（契約）締結後、京都市公契約基本条例第12条の労働関係法令遵守状況報告書を提出していただく必要があります（同報告書の詳細は、ホームページ「京都市入札情報館」を御覧ください。）。

(7) 業務の引継ぎ等

新たな指定管理者は、指定後、速やかに現在の指定管理者と協議し、指定開始日から円滑に業務が実施できるよう、指定開始日までに業務の引継ぎ及び必要な準備行為を行うものとし、それに要する費用を負担するものとします。

また、新たな指定管理者が、将来、指定期間満了等により後任の指定管理者に業務を引き継ぐこととなった場合は、当該後任の指定管理者の決定後、速やかに業務及び備品等の引継ぎを開始し、後任の指定管理者が行う準備行為にも協力するなど、管理者の変更の際、施設の管理業務に支障が生じないように努めるものとします。

5 運営に係る基本的事項

(1) 物品の貸与等

京都市公有財産及び物品条例第12条の規定に基づき、本市が現在の指定管理者に無償で貸与している物品については、引き続き新たな指定管理者に無償で貸与します。その他、事業の実施に必要な物品については、指定管理者で準備することとします。

(2) 本施設の修繕

施設全体に係る大規模修繕については、指定管理者の責に帰すべき事由があると認められる場合等を除き、本市の負担を基本とします。その他の修繕（使用に起因する施設の劣化した部分・部材又は低下した性能・機能を原状（初期の水準）又は使用上支障のない状態まで回復させるものをいう。）については、指定管理者の負担を基本とします。

なお、本市による修繕については、予算の範囲内で行うこととします。

(3) その他

次の場合には必要に応じて、指定管理者の業務の停止や指定の取消しを行う場合があります。

ア 指定管理者が排除条例第2条に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当することが判明した場合。

イ 施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められる場合

ウ 指定に関し不正の行為があった場合

エ 法令の規定、本件指定の条件又は協定書に記載された条件に違反した場合

オ 法令の規定、本件指定の条件又は協定書の規定に基づき本市関係職員が行う報告の聴取、検査又は調査の実施を拒否し、又は妨害したとき、その他本市関係職員の指示に正当な理由がなく従わなかった場合

カ その他施設の管理業務を継続しがたい事由があると認められる場合

6 基本的事項の遵守

指定候補者が、この要項に定める基本的な事項に反した場合は、指定管理者に指定しないことがあります。

7 施設の概要

別表1「児童館一覧」に掲げる各児童館

8 業務の概要及び運営に係る基本事項

(1) 業務の概要

ア 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設として、京都市児童館及び学童保育所条例（以下「児童館等条例」という。）第2条第1項各号に規定する事業、同項第1号に規定する放課後児童健全育成事業（以下「学童クラブ事業」という。）に係る利用許可に関する業務及び対象施設の維持管理に係る業務を実施してください。

イ 学童クラブ事業の実施に当たっては、京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「基準条例」という。）第9条、第10条、第10条の2及び第11条の規定に基づき、事業を実施してください。

なお、指定期間中に、学童クラブ事業の登録児童数が増加し、基準条例第11条（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）（以下「放課後児童健全育成事業基準省令」という。）第9条第2項）に規定する専用区画の面積基準を満たさなくなった場合、施設外に事業の実施場所を確保し、施設外クラスとして運営することとする。

ウ その他事業の実施に当たっては、児童館等条例を始めとする関係法令、要綱等並びに京都市はぐくみプラン（後継の計画を含む。）、京都市児童館活動指針及び本市の指導等に沿って行うことを求めます。

(2) 開館日

毎週月曜日から土曜日までの6日間（国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。）

なお、小学校の行事日程等に合わせて、別異の運用を求めることがあります。

(3) 開館時間

午前10時から午後6時30分まで。ただし、土曜日及び小学校長期休業中は、午前8時から午後6時30分まで

なお、小学校の行事日程等に合わせて、別異の運用を求めることがあります。

(4) 職員配置

ア 児童館長を配置する必要があります。

また、その他の職員配置については、下記(4)イ及びウの基準を満たす配置が必要です。

イ 学童クラブ事業については、基準条例第11条（放課後児童健全育成事業基準省令第10条）に規定された職員が従事する体制が必要です。

※ 別表1「児童館一覧」に掲げた各児童館の学童クラブ登録児童数を参考に、出席児童数おおむね40名の支援の単位ごとにクラス編成するとともに、1クラスごとに2名以上の職員を配置し、うち1名は放課後児童支援員の資格を有することが必要です。

※ 学童クラブ事業に従事する職員については、原則として、学童クラブ事業を実施している時間帯は、他の職務に従事することができません。

ウ 学童クラブ事業以外の事業については、基準条例第27条（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条）に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する専任の職員（児童厚生員）を配置する必要があります。

(5) 保護者負担金

ア 学童クラブ事業に係る利用料金

指定管理者が、児童館等条例の範囲内（別表２）で市長の承認を得て定めた額を、利用児童の保護者から徴収します。

※ 条例改正により、児童館等条例における利用料金の範囲が変更される場合があります。

※ 「別表３」に掲げた減免条件に該当する場合は、「別表２」の減免後の額の範囲内で利用料金を設定してください。

イ 実費

指定管理者が、教材費及び学童クラブ事業のおやつ代等の実費を、利用児童の保護者から徴収します。

(6) 指定管理者の収入

保護者負担金及び別に定める基準により支弁する委託料を指定管理者の収入とします。

(7) 指定管理者への委託料

委託料は、「別表４」に掲げた各児童館の委託料の額（人件費及び事業費の合計から利用料金を差し引いた額）を目安としてください。委託料のうち、人件費見込額及び事業費見込額は、それぞれ別に定める基準により算定し、本市と指定管理者との協議のうえ、確定することとなります。

(8) 消費税及び事業所税

消費税及び事業所税は非課税です。

(9) その他

条例等が将来改正された場合は、改正された後の条例等に従って事業を実施していただきます。

9 運営に係る特記事項

新たな指定管理者は、現在の指定管理者が行っている利用者処遇の水準の維持に努めるものとします。

10 指定期間

今回の指定期間は、令和７年４月１日～令和１２年３月３１日の５年間とします。

11 問合せ先

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課健全育成担当

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

電話 075-746-7610 FAX 075-251-2322

電子メールアドレス kenzenikusei@city.kyoto.lg.jp

【別表 1】

児童館一覧

名称	所在地※ 1	設置年月	延床面積	学童クラブ 登録児童数 ※2	主な施設概要	備考
京都市上賀茂児童館	京都市北区上賀茂烏帽子ヶ垣内町 24 番地	平成 15 年 4 月	321.39 m ²	1 5 3 人	育成室、遊戯 室、創作活動室 他	鉄筋コンクリート造 2 階建て
	(施設外クラス) 京都市上賀茂烏帽子ヶ垣内町 1	令和 4 年 4 月	90.00 m ²		育成室	上賀茂小学校内
京都市西賀茂児童館	京都市北区大宮薬師山東町 13 番地 の 17	平成 2 年 1 月	196.94 m ²	1 0 4 人	育成室、遊戯 室、図書室他	鉄筋コンクリート造 2 階建て
京都市紫竹児童館	京都市北区紫竹下園生町 26 番地	平成 10 年 4 月	259.27 m ²	1 2 4 人	育成室、遊戯 室、図書室他	鉄筋コンクリート造 1 階建て
京都市室町児童館	京都市上京区室町通上立売上る東 入柳図子町 301 番地	平成 9 年 7 月	297.79 m ²	2 0 4 人	育成室、遊戯 室、図書室他	鉄筋コンクリート造 2 階建て
	(分室) 京都市上京区北小路室町 413	令和 2 年 4 月	157.54 m ²		育成室	鉄筋コンクリート造 3 階建て(3 階部分)
京都市吉田児童館	京都市左京区吉田中阿達町 39 番地 の 15	昭和 56 年 10 月	187.25 m ²	7 6 人	育成室、遊戯 室、図書室他	鉄骨造 1 階建て
京都市錦林児童館	京都市左京区岡崎入江町 8 番地	平成 22 年 9 月	307.37 m ²	1 9 5 人	育成室、遊戯 室、図書・創作 活動室他	鉄筋コンクリート造 2 階建て
	(施設外クラス) 京都市左京区岡崎入江町 1-1	令和 2 年 4 月	40.00 m ²		育成室	錦林小学校内
京都市白川児童館	京都市左京区浄土寺真如町 155 番 地の 2	平成 14 年 4 月	381.20 m ²	6 5 人	育成室、遊戯 室、図書室他	鉄筋コンクリート造 2 階建て
京都市養正児童館	京都市左京区田中玄京町 30 番地	昭和 62 年 11 月	356.23 m ²	5 7 人	育成室、遊戯 室、図書室他	鉄筋コンクリート造 2 階建て

名称	所在地	設置年月	延床面積	学童クラブ 登録児童数 ※1	主な施設概要	備考
京都市修学院第二 児童館	京都市左京区一乗寺里ノ西町34番地	平成22年4月	291.56 m ²	127人	育成室、遊戯室、図書・創作活動室他	鉄筋コンクリート造 2階建て
	(施設外クラス) 京都市左京区一乗寺里ノ西町35番地	令和4年4月	64.00 m ²		育成室	修学院第二小学校内
京都市松ヶ崎児童館	京都市左京区松ヶ崎小竹藪町32番地の3	昭和58年7月	189.17 m ²	74人	育成室、遊戯室、図書室他	鉄筋コンクリート造 1階建て
京都市市原野児童館	京都市左京区静市市原町254番地の2	平成15年2月	482.98 m ²	50人	育成室、遊戯室、図書室他	鉄筋コンクリート造 2階建て(2階部分)
京都市明德児童館	京都市左京区岩倉忠在地町215番地の2	平成22年4月	321.76 m ²	188人	育成室、遊戯室、創作活動室他	鉄筋コンクリート造 2階建て
	(施設外クラス) 京都市左京区岩倉忠在地町221	令和2年4月	64.00 m ²		育成室	明德小学校内
京都市円町児童館	京都市中京区西ノ京南大炊御門町33番地	昭和48年6月	200.00 m ²	132人	育成室、遊戯室、図書室他	鉄筋コンクリート造 2階建て
	(施設外クラス) 京都市中京区西ノ京中御門西町25	令和2年4月	87.00 m ²		育成室	朱雀第八小学校内
京都市山階児童館	京都市山科区竹鼻四丁野町42番地の3	昭和63年7月	188.50 m ²	205人	育成室、遊戯室、図書室他	鉄筋コンクリート造 1階建て
	(分室) 京都市山科区安朱山川町17	平成22年4月	87.00 m ²		育成室	安朱小学校内
	(分室の施設外クラス) 京都市山科区安朱川向町3-1	令和5年4月	68.04 m ²		育成室	元疎水事務所山科分所

名称	所在地	設置年月	延床面積	学童クラブ 登録児童数 ※1	主な施設概要	備考
京都市西野児童館	京都市山科区西野櫃川町 27 番地の 3	平成 22 年 7 月	313.50 m ²	1 1 8 人	育成室、遊戯室、図書・創作活動室他	鉄筋コンクリート造 2 階建て
	(施設外クラス) 京都市山科区西野櫃川町 34	令和 2 年 4 月	64.00 m ²		育成室	西野小学校内
京都市大塚児童館	京都市山科区大塚野溝町 56 番地	平成 12 年 4 月	299.59 m ²	1 4 1 人	育成室、遊戯室、図書室他	鉄筋コンクリート造 4 階建て (1 階部分)
京都市小野児童館	京都市山科区小野蚊ヶ瀬町 15 番地	平成 13 年 4 月	291.46 m ²	1 2 8 人	育成室、遊戯室、図書室他	鉄筋コンクリート造 2 階建て
京都市百々児童館	京都市山科区西野山欠ノ上町 65 番地の 10	昭和 58 年 7 月	197.40 m ²	8 5 人	育成室、遊戯室、図書室他	鉄筋コンクリート造 2 階建て
京都市唐橋児童館	京都市南区唐橋西寺町 65 番地	平成 22 年 4 月	357.24 m ²	1 3 1 人	育成室、遊戯室、図書・創作活動室他	鉄骨造 2 階建て
京都市山王児童館	京都市南区東九条南山王町 5 番地の 5	昭和 57 年 7 月	215.38 m ²	3 1 人	育成室、遊戯室、図書室他	鉄骨造 2 階建て (2 階部分)
京都市山ノ本児童館	京都市南区上鳥羽山ノ本町 334 番地	平成 4 年 2 月	201.15 m ²	4 4 人	育成室、遊戯室、図書室他	鉄筋コンクリート造 2 階建て (2 階部分)
京都市久世児童館	京都市南区久世大築町 50 番地の 1	平成 7 年 6 月	337.11 m ²	1 3 7 人	育成室、遊戯室、図書室他	鉄筋コンクリート造 2 階建て
	(施設外クラス) 京都市南区世大藪町 62	令和 2 年 4 月	64.00 m ²		育成室	大藪小学校内
京都市安井児童館	京都市右京区太秦安井柳通町 9 番地の 4	昭和 62 年 6 月	232.87 m ²	1 1 0 人	育成室、遊戯室、図書・創作活動室他	木造 2 階建て

名称	所在地	設置年月	延床面積	学童クラブ 登録児童数 ※1	主な施設概要	備考
京都市嵯峨野児童館	京都市右京区嵯峨野秋街道町35番地の1	平成13年9月	267.14 m ²	125人	育成室、遊戯室、図書室他	鉄筋コンクリート造 2階建て
	(施設外クラス) 京都市右京区嵯峨野千代ノ道町53	平成17年4月	65.00 m ²		育成室	嵯峨野小学校内
京都市山ノ内児童館	京都市右京区山ノ内宮脇町12番地の2	昭和59年10月	195.11 m ²	92人	育成室、遊戯室、図書室他	鉄筋コンクリート造 1階建て
京都市梅津児童館	京都市右京区梅津中村町35番地の5	昭和57年10月	196.00 m ²	117人	育成室、遊戯室、図書室他	鉄骨造1階建て
	(施設外クラス) 京都市右京区梅津中村町38	令和3年4月	95.00 m ²		育成室	梅津小学校内
京都市梅津北児童館	京都市右京区梅津開キ町18番地	平成22年7月	313.62 m ²	91人	育成室、遊戯室、図書・創作活動室他	鉄筋コンクリート造 2階建て
京都市嵯峨児童館	京都市右京区嵯峨折戸町28番地の9	平成10年10月	257.57 m ²	62人	育成室、遊戯室、図書室他	鉄筋コンクリート造 2階建て (2階部分)
京都市嵯峨広沢児童館	京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町21番地の3	平成15年4月	227.44 m ²	116人	育成室、遊戯室、図書室他	鉄筋コンクリート造 2階建て
	(施設外クラス) 京都市右京区嵯峨広沢西裏町25	令和3年4月	64.00 m ²		育成室	広沢小学校内
京都市樫原児童館	京都市西京区樫原山路11番地の10	平成11年4月	372.60 m ²	280人	育成室、遊戯室、図書室他	鉄筋コンクリート造 2階建て
	(施設外クラス) 京都市西京区樫原三宅町24	平成19年4月	64.00 m ²		育成室	樫原小学校内

名称	所在地	設置年月	延床面積	学童クラブ 登録児童数 ※1	主な施設概要	備考
京都市嵐山東児童館	京都市西京区嵐山東海道町47番地の1	平成14年4月	287.43 m ²	84人	育成室、遊戯室、図書室他	鉄筋コンクリート造 2階建て
京都市大枝児童館	京都市西京区大枝塚原町4番地の63	昭和63年9月	196.40 m ²	97人	育成室、遊戯室、図書室他	鉄筋コンクリート造 2階建て
	(施設外クラス) 京都市西京区大枝塚原町4-44	平成28年4月	86.00 m ²		育成室	大枝小学校内
京都市境谷児童館	京都市西京区大原野西境谷町三丁目5番地	平成12年4月	276.66 m ²	55人	育成室、遊戯室、図書室他	鉄骨鉄筋コンクリート造 4階建て(1、2階部分)
京都市住吉児童館	京都市伏見区大和町568番地	昭和45年8月	217.74 m ²	117人	育成室、遊戯室、図書室他	鉄骨造1階建て
京都市向島南児童館	京都市伏見区向島津田町91番地の5	平成22年4月	280.14 m ²	86人	育成室、遊戯室、図書室他	鉄筋コンクリート造 2階建て
京都市春日野児童館	京都市伏見区日野林町49番地の12	昭和57年3月	191.49 m ²	77人	育成室、遊戯室、図書室他	鉄筋コンクリート造 2階建て
京都市藤森竹田児童館	京都市伏見区竹田醍醐田町17番地の5	平成11年4月	381.23 m ²	92人	育成室、遊戯室、図書室他	鉄筋コンクリート造 2階建て
京都市神川児童館	京都市伏見区久我東町1番地の39	平成12年4月	295.91 m ²	127人	育成室、遊戯室、図書室他	鉄筋コンクリート造 2階建て
京都市羽束師児童館	京都市伏見区羽束師志水町138番地の6	昭和59年5月	220.50 m ²	150人	育成室、遊戯室、図書室他	鉄骨造1階建て
	(施設外クラス) 京都市伏見区羽束師志水町137-2	平成31年4月	53.90 m ²		育成室	長岡福音自由教会京都南チャペル1階部分

※1 児童館本体以外に分室（本体と別の小学校区で実施する学童クラブ）又は施設外クラス（本体と同一の小学校区で実施する学童クラブ）を設置している場合は、当該事業所の所在地も併せて記載しています。

※2 学童クラブ登録児童数は、令和6年4月現在の値です。

※3 児童館の状況によって、所在地や延床面積等が変更となる可能性があります。

※4 分室、施設外クラス（分室は本体施設とは異なる小学校区内に、施設外クラスは本体施設と同一の小学校区内に設置）においては、学童クラブ事業を実施してください。

【別表 2】

児童館の利用料金

利用区分			平日のみ		平日＋土曜		長期休業中 (8月のみ) (一律)
			午後5時まで	午後6時30分まで	午後5時まで	午後6時30分まで	
基本額	1 人 目		9,000 円	11,000 円	11,000 円	12,000 円	13,000 円
	2 人 目		4,500 円	5,500 円	5,500 円	6,000 円	6,500 円
	3 人目以降		0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
減免 (減免後の額)	①	全 員	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
	②	1 人 目	1,600 円	1,700 円	1,600 円	1,700 円	1,700 円
		2 人 目	800 円	900 円	800 円	900 円	900 円
		3 人目以降	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
	③	1 人 目	3,000 円	3,200 円	3,000 円	3,200 円	3,200 円
		2 人 目	1,500 円	1,600 円	1,500 円	1,600 円	1,600 円
		3 人目以降	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
	④	1 人 目	5,000 円	6,000 円	6,000 円	6,500 円	7,000 円
		2 人 目	2,500 円	3,000 円	3,000 円	3,300 円	3,500 円
		3 人目以降	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

【別表 3】

減免条件

	条件	挙証資料 (資料は全て写しで可)	更新手続 開始月
減免 ①	・ 生活保護法による保護を受けている世帯	・ 生活保護受給証明書	変更があった月
	・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	・ 中国残留邦人支援給付受給証明書	変更があった月
	・ 市府民税非課税世帯（減免②）に該当し、ひとり親家庭又は世帯に障害のある方がいる世帯	・ 市府民税課税証明書 ・ ひとり親世帯又は世帯内に障害のある方がいることがわかる書類（※）	6 月
減免 ②	・ 市府民税を課されている者の属していない世帯	・ 市府民税課税証明書	6 月
	・ 市府民税均等割のみ課税世帯	・ 市府民税課税証明書	6 月
減免 ③	・ 市府民税のみを課されている世帯	・ 市府民税課税証明書 ・ 源泉徴収票又は確定申告書の写し	6 月
減免 ④	・ 就学援助を受けている世帯	・ 就学援助受給証明	8 月
	・ ひとり親家庭等医療費支給制度受給世帯	・ ひとり親家庭等医療費受給者証	8 月

※ 確認が必要な挙証資料

【ひとり親世帯】

児童扶養手当受給通知又はひとり親家庭等医療費受給者証

なお、離婚調停中等でやむを得ない理由により挙証資料を提出できない場合は施設長の判断において適用できることとするが、その場合、運営団体は、精算の際に本市に申出を行うこと。

【障害のある方がいる世帯】

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害年金を受給していることがわかる資料、特別児童扶養手当受給通知

【別表 4】

令和 4 年度委託料積算内訳

(単位:円)

施設名	収入			支出		
	利用料金	委託料	収入合計	人件費	事業費	支出合計
京都市上賀茂児童館	11,155,742	30,975,717	42,131,459	28,156,159	13,975,300	42,131,459
京都市西賀茂児童館	6,372,351	26,622,334	32,994,685	24,324,385	8,670,300	32,994,685
京都市紫竹児童館	11,053,585	27,724,221	38,777,806	24,922,906	13,854,900	38,777,806
京都市室町児童館	12,370,262	38,723,850	51,094,112	29,519,689	21,574,423	51,094,112
京都市吉田児童館	7,247,272	23,510,658	30,757,930	24,596,530	6,161,400	30,757,930
京都市錦林児童館	16,278,709	33,380,520	49,659,229	28,116,129	21,543,100	49,659,229
京都市白川児童館	5,522,975	29,983,151	35,506,126	27,409,526	8,096,600	35,506,126
京都市養正児童館	3,922,514	25,937,833	29,860,347	22,318,781	7,541,566	29,860,347
京都市修学院第二児童館	9,598,229	28,572,141	38,170,370	25,285,870	12,884,500	38,170,370
京都市松ヶ崎児童館	6,451,946	19,318,057	25,770,003	19,570,153	6,199,850	25,770,003
京都市市原野児童館	3,244,861	23,563,826	26,808,687	21,338,087	5,470,600	26,808,687
京都市明德児童館	14,618,896	37,945,022	52,563,918	28,127,318	24,436,600	52,563,918
京都市円町児童館	10,184,448	32,957,962	43,142,410	28,746,410	14,396,000	43,142,410

京都市山階児童館	12,937,628	34,676,932	47,614,560	26,965,660	20,648,900	47,614,560
京都市西野児童館	6,761,682	30,698,580	37,460,262	23,325,862	14,134,400	37,460,262
京都市大塚児童館	10,278,814	25,740,446	36,019,260	24,713,660	11,305,600	36,019,260
京都市小野児童館	9,498,010	32,238,756	41,736,766	27,947,166	13,789,600	41,736,766
京都市百々児童館	5,916,126	28,117,233	34,033,359	28,361,359	5,672,000	34,033,359
京都市唐橋児童館	10,375,075	26,994,633	37,369,708	25,172,008	12,197,700	37,369,708
京都市山王児童館	3,201,893	23,679,016	26,880,909	18,960,309	7,920,600	26,880,909
京都市山ノ本児童館	2,851,513	27,396,392	30,247,905	24,895,205	5,352,700	30,247,905
京都市久世児童館	8,874,444	30,807,781	39,682,225	25,581,725	14,100,500	39,682,225
京都市安井児童館	7,604,110	22,972,968	30,577,078	24,762,045	5,815,033	30,577,078
京都市嵯峨野児童館	8,740,973	25,041,676	33,782,649	21,443,226	12,339,423	33,782,649
京都市山ノ内児童館	5,800,220	29,694,826	35,495,046	27,318,746	8,176,300	35,495,046
京都市梅津児童館	8,126,028	34,722,945	42,848,973	28,960,573	13,888,400	42,848,973
京都市梅津北児童館	6,374,815	26,815,997	33,190,812	24,993,189	8,197,623	33,190,812
京都市嵯峨児童館	4,403,817	27,738,831	32,142,648	26,292,065	5,850,583	32,142,648
京都市嵯峨広沢児童館	8,364,399	30,260,837	38,625,236	29,775,613	8,849,623	38,625,236
京都市樫原児童館	19,794,102	40,180,515	59,974,617	28,468,507	31,506,110	59,974,617

京都市嵐山東児童館	5,622,892	31,106,485	36,729,377	28,627,077	8,102,300	36,729,377
京都市大枝児童館	5,243,837	28,911,202	34,155,039	25,851,639	8,303,400	34,155,039
京都市境谷児童館	3,932,838	30,631,366	34,564,204	26,400,404	8,163,800	34,564,204
京都市住吉児童館	10,691,530	28,819,010	39,510,540	25,535,540	13,975,000	39,510,540
京都市向島南児童館	7,750,387	24,783,022	32,533,409	26,877,009	5,656,400	32,533,409
京都市春日野児童館	4,470,469	30,486,260	34,956,729	26,999,973	7,956,756	34,956,729
京都市藤森竹田児童館	5,686,919	26,031,527	31,718,446	26,084,123	5,634,323	31,718,446
京都市神川児童館	9,093,094	29,629,365	38,722,459	26,258,259	12,464,200	38,722,459
京都市羽束師児童館	11,615,532	28,358,350	39,973,882	25,615,759	14,358,123	39,973,882

※ 委託料は、人件費及び事業費の合計額から利用料金を差し引いた額